## 带広市電波受信障害防止建築指導要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、中高層建築物を建築することに伴って生ずる電波 受信障害の被害について、必要な行政指導に関する事項を定め、 紛争を未然に防止することを目的とする。

#### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。

- (1)中高層建築物 3階若しくは高さが10メートルを超える 建築物又は工作物〔建築基準法(昭和25 年法律第201号)第88条に規定するも のに限る〕をいう。
- (2) 申請書 中高層建築物の確認申請書又は計画通知
- (3) 指 定 機 関 北海道電波障害防止協議会帯広支部及びこれ以外の公的機関で電波受信障害調査及び改善の指導について経験と技術的能力を有するものをいう。

#### (建築主の事前措置)

第 3 条 建築主は、中高層建築物の建築により電波受信障害が生ずるお それがある場合には、申請書を提出する前に、あらかじめ、指 定機関の指導を受けてその影響が予想される地域の受信状況 を調査し、建築後の電波受信障害を防止するために建築主がと るべき措置・方法等について記載した調書を作成し、関係地域 の住民に説明する等の措置を講じなければならない。

#### (関係書類の提出)

第 4 条 建築主は、申請書を提出する際、次の各号に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別記様式第1号)
- (2) 前条に規定する措置を講じたときは、同条に掲げる調書及び住 民に説明した結果を記載した書類(別記様式第2号)

#### (建築主に対する指導)

第 5 条 市長は、建築主が第3条で定める措置をとらないで申請書を提出してきた場合において、市長が電波受信障害のおそれがあると認めるときは、当該建築主に対し、第3条で定める措置をとるよう指導するものとする。

#### (措置経過報告書)

第 6 条 建築主は、電波受信障害に対する改善対策の措置を講じたとき は、措置経過報告書(別記様式第3号)により市長に報告しな ければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和50年1月1日より施行する。
  - この要綱は、昭和57年1月1日より施行する。
  - この要綱は、昭和58年8月1日より施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の帯広市電波受信障害防止建築指導要綱様式第 1号から様式第3号までによる用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要 の修正を加え、なお使用することができる。 带広市長

## 誓 約 書

令和 年 月 日

様

	建	築	主	住 所		
	/ <b>L</b>	710				
	設	計	者	住所		
				氏名		
	工事	事施 🗆	L 者			
				氏名		
帯広す	<del></del>				番地に	を建設するに

記

あたり、当該工事に起因する電波受信障害に対し相隣紛争を生じさせないよう配

慮するとともに、帯広市電波受信障害防止建築指導要綱に基づいて、下記の事項

を遵守することを誓約いたします。

電波受信障害に対しては、関係住民と誠意をもって話し合い、責任を持って問 題解決にあたります。

# 電波受信障害予測調査及び住民説明実施報告書

													令	和		年		月		日
帯広市	5長							様												
建築主		住別氏名																		
私に	はこの	度带	- 古	市_										番 に当				i層®		
て生す また、 告しま	上記									 で報	告	しま	ミす	0						
								記	Į.											
1.					測調	査 報	告書								別	紙(	のと	おり	)	
2. (1)	実	施	日	時	結果令	和	年	J	]	日		午前午後					時			
(2) (3)	実 住民	是参り	加人	、数	自	主所						ý	各							
						氏名							電	話						

3. 予測調査に当たって指導をうけた機関名

# 措置経過報告書

令和 年 月 日

带広市長

様

## 建築主 氏名

帯広市電波受信障害防止建築指導要綱第6条の規定により措置経過を報告します。

記

建	造	物	名							
建	造 物	所 在	地							
建	造 物	完 成	年	令和	年	月	日			
月			日							
障	害発無		有	1.障害 2.障害			った。 で対策を	行った。		
	#	**		3.その	他(					)

### 〈対策の結果〉

( )(1 )( ) / (1 )(	. ,										
対策完了期											
日											
対策業者	会社名: TEL:										
	共同受信対   アンテナ   その他										
1.1 645 -L. VI.	策   対策										
対策方法	対 策 世 帯 数										
	対 策 経 費										
施設所有者	1.建築主 2.住民 3.建築主と住民の共同 4.その他										
	1. 建築主が維持管理										
	2. 住民が維持管理(維持費1人 円/年)										
維持管理方	3. 建築主が維持費として一時金()円を支給して住民が維										
法	持管理										
	4. その他										
	(										
維持管理期	1.建築主が永久的に維持管理 2.建築主が ( )年間維持管理										
間	3.その他										
協 定 書	1. 有 2. 無										
組合結成	1. 有 2. 無										
	1. 有 2. 無										
住民代表者	氏名:										
	住所:										
<b>但                                    </b>	1. 有 2. 無										
保守業者	会社名										
<b>计</b>	地図上に対策範囲をご記入(住宅地図)ください。共同受信で改										
対策範囲	善対策をした場合は、路線図を同封してください。										